

▶ Agricultural, Forestry and Fisheries Law Practice Team Newsletter



渥美坂井法律事務所・外国法共同事業の農林水産法務プラクティス・チームから、ニュースレターをお届けいたします。当事務所では、2018年に、異なる強みを持つ弁護士4名及びアドバイザー1名の構成により、農林水産法務プラクティス・チームを立ち上げました。同チームでは、海外取引、海外進出（または撤退）支援、複雑な売買やライセンス等の知的財産に関わる契約のドラフト及びレビュー、公正取引委員会等の当局対応のほか、農林水産分野に関わる訴訟・仲裁、法令調査といった、多種多様な業務に関して、質の高いリーガルサービスを提供するよう努めています。

農協及び漁協による不公正な取引の根絶に向けた取組みの強化について

| Page 1/6 |

2021年9月 No.AFFL_007

はじめに

令和3(2021)年6月1日、内閣府規制改革推進会議は、新たな答申（内閣府答申）を公表した^[1]。この答申では、農林水産業の成長産業化・輸出産業化によって海外産品との競争に打ち勝つ「強い農林水産業を創出する必要性がある」との考え方が打ち出されているが、その一環として、「品質・付加価値の向上、生産コストの低減や流通の合理化を図る上で、生産者の創意工夫が阻害されることのない環境を整備すること」の重要性が指摘されている（内閣府答申58頁）。

かかる指摘を踏まえ、今後取り組むべき規制改革項目の一つとして「農協及び漁協における独占禁止法に違反する行為の根絶に向けた取組」が掲げられていること（同頁）は注目に値する。

そこで本稿では、これを機に、農協及び漁協と組合員との関係、農協及び漁協のいかなる行為が「不公正な取引方法」に該当して独占禁止法（独禁法）に違反することになるのか、改めて整理することとしたい。

農協の活動と「不公正な取引方法」

1. 農協と組合員との関係

農協は^[2]、農業協同組合法（農協法）に基づいて設立された協同組合である。任意に設立され、組合員の加入・脱退は自由とされている（農協法60条、19条、20条）。その目的は、小規模事業者である農業者が、相互扶助によって、共同販売による交渉力の強化、経営効率の向上や生活の改善を図るとともに、その組合員のために最大の奉仕をすることにある（同7条）。

農協は、昭和22（1947）年の農協法施行後順調に発展し、組合員の協同組織として組合員が生産した農産物を集荷して消費者に販売すること（販売事業）はもちろん、購買（農業資材の共同購入）、利用（共同利用施設を設置し利用させる）、信用（預貯金や貸付）、共済（保険・年金）などの各事業を行い（農協法10条1項2号、4号、5号、8号、10号）、農業者にとって必要不可欠な存在であるばかりか^[3]、生産・集荷・流通を全国規模で一元的に統合する存在として農畜産物市場での有力な事業者となっている。

このように農協は、もともと零細で市場での競争力に劣る農業者の互助組織であり、共同購入・共同販売等は、組合員としての活動そのものであり独禁法の適用が除外されてきた（独禁法22条、農協法8条）。しかし、大規模農業者が現れ始めたこと、商系事業者が農産物の流通に参入し競争関係が生じたこと、農協による生産と流通との一元化が却って非効率化を招き組合員や消費者の利益を損なうと考えられ始めたことなどから、農産物市場で有力な事業者となっている農協の行為の中にも、市場における競争環境を歪める行為として独禁法を適用すべき場合がある（独禁法22条ただし書き）ことが認識されることとなった。

このような認識の変化を受け、農協と組合員との関係の理解も変化し、組合員である農業者が農協の事業を利用するか否かは、組合員の自由意思に委ねられると考えられている。そして、平成27（2015）年の農協法改正による農協改革では「農業者にメリットで選ばれる農協となる」ことが掲げられ^[4]、「組合は、前条の事業を行うに当たっては、組合員に対しその利用を強制してはならない。」との規定が新設されている（農協法10条の2）。



-
- [1] 内閣府「規制改革推進に関する答申～デジタル社会に向けた規制改革の「実現」～」
 - [2] 本稿では、農協法上の農業協同組合、農業協同組合連合会のほか、（一社）全国農業協同組合中央会を中心とした「JAグループ」を指している場合もある。
 - [3] 農業の経営及び技術の向上に関する指導（農協法10条1項1号）を行っている点が極めて重要である。
 - [4] 農林水産省「農協について（令和3年6月）」20頁

2. 農協と組合員との取引

このように農協と組合員（農業者）とは、一面で組合員が農協の構成者という関係にあるが、他方で、相互に独立した事業主体として、取引（農協の事業の利用）を行う関係にある。

そのため、農協が組合員と行う取引には、取引法である独禁法が適用される。例えば、農協が組合員に対し、農協の集出荷事業（いわゆる系統取引）の利用を強制したり、商系事業者に直接出荷すること（いわゆる商系取引）を妨げたりすると、それは「不公正な取引方法」（独禁法2条9項）に該当し、独禁法（19条）に違反するおそれがある。

農協改革から5年経過し、令和3（2021）年度は改正法施行5年後の見直し時期にあたっているが、内閣府答申は、そのような中で公表されている。

内閣府答申は、近年でも農協が独禁法違反で法的措置や警告・注意を受ける事件が4件発生していること、さらに、酪農分野で「農協系統から独占禁止法に違反する可能性のある行為を受けるおそれから、生乳の出荷先や調達先を選択する自由が実質的に制限されているとの声がある」ことを挙げている（内閣府答申59～60頁）。その上で、「このような事案の発生は、組合員への背信行為であるばかりでなく、近年の企業不祥事に対する国民の厳しい視線に鑑みても、農協系統組織全体に対する国民の信用を失墜させ、農産物の販売等にまで影響が及ぶおそれがあり、組合員の利益や組合の社会的信用に関わる重大な問題である」と指摘し、「農業の成長産業化のため、独占禁止法違反の行為はもとより、そのおそれのある行為についても根絶するべきである」とまで述べている（同60頁）。

かかる答申の内容からして、今後、農協に対して、組合員との取引にあたって独禁法に違反することのないよう、積極的な指導が行われることは必至であり、各農協において、組合員との取引が「不公正な取引方法」に該当しないか、十分検証しておく必要がある。以下の事例に照らすと、支部組織からの除名、集出荷施設や貯蔵施設などの共同利用施設の利用制限、これら施設利用に関する金銭的賦課（手数料、罰金などの名目を問わない）、ブランドの利用禁止について特に重点的に検証する必要があるだろう。

3. 「不公正な取引方法」にあたるおそれのある近時の事例

上記のとおり、近時、農協が独禁法違反で法的措置や警告・注意を受けた事件は4件ある。あきた北農協事件（令和元年7月3日警告）、大分県農協事件（平成30年2月23日排除措置命令）、土佐あき農協事件（平成29年3月29日排除措置命令）、阿寒農協事件（平成29年10月6日注意）の4件であるが^[5]、このうち排除措置命令が出された2件を紹介する。

① 大分県農協事件

「味一ねぎ」という銘柄でのこねぎ（小葱）の販売事業及びその集出荷施設を使わせる利用事業を行っていた大分県農協が、

こねぎの商系業者等への個人出荷を行ったとして「味一ねぎ生産部会」（生産者である組合員で構成された事業推進組織）を除名された組合員（農業者）5名に対し、上記銘柄での販売事業及び上記利用事業を利用させない行為が問題となった。

公正取引委員会（公取委）は、この行為は、不当に、ある事業者に対し取引の条件について不利な取扱いをしているものであって、「取引条件等の差別的取扱い」（一般指定4項^[6]）に該当するとして排除措置命令を発令した（独禁法19条違反）。

大分県農協^[7]は、除名された5名の組合員を含む「味一ねぎ生産部会」員との間で出荷責任数量についての口頭合意があるところ、かかる合意に違反した者を除名して取引を行わないことは差別に当たらないと主張した。この主張の趣旨は、大分県農協は、広域集出荷施設の設置にあたっては、事業の成果目標を設定して「強い農業づくり交付金」を得ており、かかる成果目標が未達となって県からの改善指導を受けたり、交付金の不用額の返還を求められたりすることがないように、部会員に出荷責任を負わせる必要がある、という点にあると考えられる。

大分県農協はまた、組合員5名に対して出荷責任数量の出荷を求めることができないとすると、部会員の全体の利益を著しく損なうことになるから、部会による除名勧告は正当性を有する旨を主張した。具体的には、上記5名の出荷量が責任数量に未達となった場合、配送費の増加を招き、大分県価格安定対策事業（なお、味一ねぎは同事業の対象野菜となっている）の価格差補給交付金の財源となる負担金の増加を招くなどするため、上記5名の未達は部会員の利益を害する行為であり、5名を除名しても不公正な取引方法ではない、というのである。

[5] あきた北農協事件 <https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/jul/190703.html>、大分県農協事件 https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h30/feb/180223_1.html、土佐あき農協事件 <https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h29/mar/170329.html>、阿寒農協事件 <https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h29/oct/171006.html>

[6] 一般指定：昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号「不公正な取引方法」。独禁法2条9項6号所定の、課徴金納付命令の対象とならない「不公正な取引方法」は、この告示で公取委により指定されている。

[7] 大分県農協の主張は意見聴取手続時のもので、その内容は、高橋善樹「独禁法の農業協同組合活動への適用—共同販売と系統外出荷制限、公正競争阻害性の判断について」上杉秋則＝山田香織編『独禁法のフロンティア—我が国が抱える実務上の課題』に拠った。

しかし公取委は、これらの主張を認めなかった。前者については、出荷責任数量についての合意の存在を認定せず、後者についても、むしろ除名された5名が販売事業を利用することができなくなったため野菜価格安定事業に係る補給金の交付を受けることができなくなった不利益を認定するなどして、採り上げなかった。

② 土佐あき農協事件

土佐あき農協が、「支部園芸部」（農協所有の集出荷場における農家の生産者組織）から除名される等した農家からの茄子の販売受託を拒否することとして、さらに、系統出荷量が少ない、あるいは系統外出荷^[8]をした農家からは手数料や罰金を収受するといった条件をつけて、組合員（農家）から茄子の販売を受託していた行為が問題となった。

公取委は、この行為は、組合員の事業活動（茄子の販売）を不当に拘束する条件を付けて組合員と取引していたものであって、「拘束条件付き取引」（一般指定12項）に該当するとして排除措置命令を発令した（独禁法19条違反）。

土佐あき農協は、これを不服として排除措置命令の取消を請求する訴訟を提起したが、一審の東京地裁、控訴審の東京高裁でも請求は棄却され、最高裁でも上告不受理とされた結果、同命令が確定している^[9]。

この事件の争点は多岐にわたるが、その一つに、土佐あき農協の本件の行為に「公正な競争を阻害するおそれ」（独禁法2条9項6号。不公正な取引方法の要件の1つ）があったのか否か、さらに一つに、本件の行為が、組合員の事業活動を「不当に拘束する」ものか（裏を返せば、正当な理由があるのか）否か、という点がある。

ア 「公正な競争を阻害するおそれ」があったか

土佐あき農協は、支部園芸部が系統外出荷制限を廃止した後、系統出荷率が上昇していることを根拠に、系統外出荷制限が新規参入者や商系業者を排除したりこれらの者との取引機会を減少させていたものではないから、本件の行為に公正な競争を阻害するおそれがあったとは認められない、と主張した。

しかし判決^[10]は、土佐あき農協がその管内及び周辺地域での茄子の販売受託取引に係る市場において有力な地位にあることを認定した上で、商系業者の取引先である茄子の生産者（組合員）にとっては、土佐あき農協との取引関係を維持することが重要であるから、本件行為による拘束条件は、その性質上、組合員の自由な意思による系統外出荷を抑制する効果が強く、組合員の相当数が本件行為の対象となっていたことからすると、商系業者にとって、土佐あき農協と取引をしている組合員に代わる取引先を確保することは容易ではなく、その取引機会が減少するおそれがあることは明らかである（実際に本件行為の存在を前提に

商系業者からの出荷増量を断る組合員も存在したことが認められる）などと判示し、本件の行為には、公正な競争を阻害するおそれがあったことを認めた。

イ 「不当に拘束する」ものか

土佐あき農協は、管内の「冬春なす」が野菜生産出荷安定法に基づく野菜指定産地に指定され^[11]、組合員には過去4年度にわたり合計約4億円の生産者補助金を交付されていたところ、かかる産地指定を維持するためには、同管内の全出荷数量の2分の1超が系統出荷によって出荷されなければならない、したがって本件の行為によって系統出荷数量を維持しなければならなかったとして、その正当性を主張した。

しかし判決^[12]は、産地指定を維持するためには、共同出荷組織による出荷を増やす必要があるとしても、そのためにはその必要性を組合員に周知し、自動選果機を利用しやすしたり、手数料を抑えたりして、系統出荷のメリットを高める取組みをすべきであって、本件行為により系統外出荷を抑制するという手段をとることが、上記産地指定維持のために相当であるとはいえない、系統出荷が低下すると集出荷場の固定費の捻出に支障が出るというのであれば、固定費の削減に努めるなどして改善を図るべきであって、集出荷場を利用しないことに対して金銭的負担を求める本件行為が手段として相当であるとはいえない、などと判示して、正当な理由の存在を認めなかった。

両事件は、①が差別的取扱い、②が拘束条件付き取引、と独禁法違反となった理由こそ異なるが、農協の組合員に対してサンクション（除名、利用の制限・禁止、金銭的賦課）を設けることで、農協以外の商系業者との取引を断念させようとした点で共通している。しかし、独禁法は、事業活動に対する不当な制限や拘束を排除して公正且つ自由な競争を促進し、事業者の創意による事業活動を盛んにして一般消費者の利益を確保することを目的としている（独禁法1条）。この目的に照らしたとき、相手方（＝ここでは組合員）の事業活動を拘束すること、とりわけ、事業者（＝農協）が、自己の取引とは直接関係のない相手方と

[8] ここでは、組合員が、収穫した茄子の全量を土佐あき農協に持ち込み、同農協が選別・梱包等を行い、販売受託した茄子の全量を高知県園芸連を通じて販売することを「系統出荷」といい、それ以外の、例えば農協以外の商系の青果卸売業者へ販売することを「系統外出荷」としている。

[9] 令和元年3月28日東京地裁判決（請求棄却）、令和元年11月27日東京高裁判決（控訴棄却）、令和2年10月13日最高裁の上告不受理決定により確定。

[10] 東京高裁判決第3の2(3)ウ

[11] 野菜生産出荷安定法の概略は、井上龍子『食料農業の法と制度』67頁、98頁参照

[12] 東京地裁判決第3の4(3)イ(工)(オ)、東京高裁判決第3の1

第三者（＝商系業者）との取引について、競争に直接影響を及ぼすような拘束を加えることは、相手方が良質廉価な商品・役務を提供するという形で行われるべき競争を人為的に妨げる側面を有するものであり、認められないものと言わざるを得ない。

農協は、農業者の相互扶助を目的としており、販売、購買、利用などの各事業も、組合員のための事業という側面を有している。しかし、農協が農産物市場での有力な事業者である以上、一取引事業者として市場に参加することを求められ、このうち農業者からの購入という取引についても、組合員に事業の利用を強制できない以上（農協法10条の2）、一取引事業者として活動しなければならない範囲では市場の原理が適用され、一般の事業者と同じような企業努力（廉価な手数料や良質なサービスを提供するなどして顧客を獲得する努力）が求められる、ということである。

4. 農協ガイドラインとその内容

農協が、農協と競争関係にある商系業者と組合員が直接取引すること（いわゆる商取引）を妨げる行為が独禁法に違反するおそれのある問題行為であることは、公取委が平成19（2007）年4月に策定した「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」（農協ガイドライン）で既に明らかにされている。

農協ガイドラインは、平成30（2018）年12月27日に改定され、単位農協による組合員に対する問題行為として、販売事業の利用にあたって、特定の組合員を差別的に取り扱う行為（第2部第2の2（4））と組合員に対する優越的地位の濫用（同第2の3）が追加された。前者は、大分県農協事件、後者は、阿寒農協事件を踏まえたものであり、これらの事件に現れた農協の行為が、独禁法に違反するおそれのある問題行為であり、排除措置命令や警告・注意の対象となり得ることを公取委として改めて鮮明にしたものといえる。

「優越的地位の濫用」^[13]について補足すると、農協ガイドラインでは、具体例として、「自己の組合員が自らに対して出荷した農畜産物の数量に応じて所定の販売手数料を徴収していた単位農協が、組合員が出荷する全ての農畜産物の出荷量、販売高等に応じて賦課金を新たに徴収するとともに、当該賦課金の徴収に相当する額を販売手数料から減額することにより、当該単位農協に農畜産物を出荷する組合員の負担は変わらないのに対し、当該単位農協以外へ出荷する組合員に対しては、当該単位農協以外の出荷の規模に見合った金銭の支払いを義務付けること」が挙げられており（同第2の3）、このような義務づけを行うことが「優越的地位の濫用」として問題行為とされ得る。

このような考え方に対しては、総会において決議された規約等を根拠に、規約等に従わない組合員にペナルティを課す行為は、正当な自治権の行使であり、独禁法上問題とならない、という意見もあるが、公取委は、不公正な取引方法により一定の取引

分野における実質的な競争を妨げていれば、独禁法の適用除外とならない、としている^[14]。また、賦課金などの経費の賦課は、単位農協が農協法に基づき自らの定款の定めにより賦課できるものであるが、賦課の方法や内容、賦課が競争に及ぼす影響等によっては、独禁法上問題となる場合がある、というのが農協ガイドラインの考え方である（同第2の3・注11）。

もとより単位農協（または連合会）が、購買事業、販売事業の対象である生産資材や農畜産物の安全性の確保、品質の維持等のために合理的な理由が認められる必要最小限の制限を、関係する全ての組合員に対して同等に課す場合には、それ自体独禁法上問題となるものではない^[15]。また、購買事業や販売事業について、単位農協が、サービスの向上、例えば、購買商品の品ぞろえの充実、販売ルートの開拓による販売力の確保、情報提供やその利用の呼びかけ等を通じて、組合員による事業の利用促進を図ることは、「不公正な取引方法」として独禁法上問題となるものではない。農協ガイドラインもこれらのことを明らかにしている（第1部の2、第2部第2の1、2）。

しかし、農協ガイドラインの改正や内閣府答申の内容に照らせば、系統取引を不当な方法により拡大する、あるいは商取引を阻害することになる農協の行為に対しては、公取委は、今後も厳しい態度で臨むものと考えられ、各農協において、組合員の創意による取引を妨げ、あるいは安易に組合員に負担や拠出を求めているようなことがないか検証し、もし農協ガイドラインに違反する行為があれば、その見直しを行うことは急務といえよう。



[13] 独禁法2条9項5号、一般指定13項参照

[14] 公取委「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」改定（案）に対する意見の概要及びそれに対する考え方」№1

[15] 農協の生産部会が、農産物の品質向上取組み（栽培期における適切な剪定及び害虫駆除など）の実施の有無で会員区分を違え、農協が、当該取組みを実施する生産部会員が生産する農産物（良質品）を販売単価が高い取引先事業者に継続的に相対で販売し、その他の会員が生産する農産物（一般品）を卸売市場で競り売りすること（単価は高くなく不安定）について、独禁法上問題となるものではない、とした事例がある（公取委「独占禁止法に関する相談事例集（令和2年度版）」相談事例9）。

漁協の活動と「不公正な取引方法」

漁協についても、独禁法の遵守が重要であり（独禁法 22 条、水産業協同組合法 7 条）、漁協向けの監督指針^[16]において、農協の場合と同じく、独禁法に違反する事案の発生を防止するための法令等の遵守態勢の整備が求められている。

しかし、内閣府答申によれば、最近の調査でも、漁協が組合員に対して漁協以外に出荷することを制限し、漁協を利用しないことを理由として他の事業の利用を制限すること等、独禁法に定める「不公正な取引方法」に該当するおそれのある漁協の問題行為が複数あり、実際に漁協が「組合員は漁獲物を漁協が開設する市場以外に販売してはならない」旨の販売業務規程を設けていた事案も確認されているとのことである（内閣府答申 61 頁）。また、漁協の場合には、農協において行われているような独禁法に関する説明会等が開催された実績がなく、漁協の現場に独禁法を浸透させる取組みが十分ではないことが指摘されている（同頁）。

こうした状況を受け、内閣府答申は、農林水産省が、問題行為の詳細や漁協の運営実態について聞き取り調査を行い、調査結果を踏まえ公取委と連携して「水産物・水産加工品の適正取引推進ガイドライン」を作成すべきとしている（61～62 頁）。

[16] 水産庁「漁協等向けの総合的な監督指針（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）」

[17] 参考文献：脚注に掲げたもののほか、西村暢史「高知県農業協同組合（土佐あき農協）事件」NBL1189 号 64 頁、隅田浩司「系統外出荷制限における市場閉鎖効果が問題になった事件—土佐あき農協事件」ジュリスト 1550 号 112 頁、横川和博「高知県農業協同組合による排除措置命令取消請求控訴事件」公正取引 834 号 63 頁、越知保見「セオリーオブハームの多角的考察（上）・（下）」国際商事法務 47 巻 9 号 1077 頁・同 10 号 1226 頁、明田作『農業協同組合法（第二版）』83～98 頁など。

このガイドラインには、漁協の行為を類型化した上で、問題となり得る事例と望ましい取引形態を示すほか、次のような記載をすることが想定されている。

- ① 漁協の行為であっても、不公正な取引方法に該当する場合は独禁法違反となること、② 漁協は、組合員の所得向上のために自らの事業を通じて貢献することが本来の姿であり、系統外出荷を制限するようなことがあってはならないこと、③ 系統外出荷を行う漁業者が水揚げ・出荷する際のルールを定め、漁協から提供を受ける役務（サービス）に対する対価（例えば、水揚げ時に利用する施設・役務の利用料や検査・検定費用等）として徴収される金銭以外に、徴収の根拠が不明瞭な手数料を収受することはできないこと。
- 独禁法に抵触するおそれがある行為を行っている漁協・漁連（都道府県漁業協同組合連合会等）は、水産業協同組合法に基づく報告徴求や必要措置命令（122 条、124 条）の対象となり得ること。

このように漁協に対しても、今後、農林水産省によるヒアリングや公取委による積極的な調査が入る可能性があり、各漁協においては、既存の農協ガイドラインを参照するなどした上で、専門家のアドバイスも受けながら、漁協の行為で独禁法に違反し得る行為があればその見直しを行うなど、早急な対策が必要であろう^[17]。



農林水産法務プラクティス・チーム他のニューズレターの配信を希望される方は下記メールアドレス宛にご連絡ください。

マーケティング・PR部門宛 prcorestaff@aplaw.jp

※お名前、部署、役職をご明記ください。

また、下記の一覧よりご興味ある分野をお選びください。

【日本語】

- 農林水産
- ジェネラル／様々な分野の旬な法律トピックス
- ベトナムビジネス
- インドビジネス
- ロシアビジネス
- 再生可能エネルギー
- イノベーション／テクノロジー
- その他（ご興味のある分野をご教示ください。）

【英語】

- ジェネラル／様々な分野の旬な法律トピックス

執筆者

弁護士 白井 康博 (パートナー、東京弁護士会)



慶應義塾大学法学部法律学科 平成 16(2004) 年卒業
米国ペンシルベニア大学ロースクール (LL.M.) 平成 27(2015) 年卒業
渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 (2007 年～)
種子・農業メーカー出向 (2016 年～ 2017 年)
クールジャパン機構出向 (2017 年～ 2018 年)

E-mail: yasuihiro.usui@aplaw.jp

> [View Profile](#)

弁護士 宮塚 久 (パートナー、第二東京弁護士会)

執筆責任者



京都大学法学部 平成 6 (1994) 年卒業
西村あさひ法律事務所 (2007 年～ 2017 年)
渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 (2017 年～)

E-mail: hisashi.miyatsuka@aplaw.jp

> [View Profile](#)

弁護士 藤本 豪 (パートナー、第二東京弁護士会、ニューヨーク州 / カリフォルニア州弁護士 (インアクティブ))



東京大学法学部 平成 7 (1995) 年卒業
米国ペンシルベニア大学ロースクール (LL.M.) 平成 22 (2010) 年卒業
上海盛沃律師事務所 (2012 年～ 2013 年) 北京市大成律師事務所 上海分所 (2013 年～ 2014 年)
西村あさひ法律事務所 (2014 年～ 2017 年)
渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 (2017 年～)

E-mail: go.fujimoto@aplaw.jp

> [View Profile](#)

弁護士 及川 富美子 (パートナー、第一東京弁護士会、ニューヨーク州弁護士)



学習院大学法学部 平成 9 (1997) 年卒業
同大学院 平成 12 (2000) 年卒業
米国ミシガン大学ロースクール (LL.M.) 平成 25 (2013) 年卒業
渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 (2003 年～)
Mayer Brown LLP (New York) (2013 年～ 2014 年)

E-mail: fumiko.oikawa@aplaw.jp

> [View Profile](#)

お問い合わせ先

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 農林水産法務プラクティスチーム

弁護士 白井 康博 Tel: 03-5501-2111 | E-mail: cpg_affl@aplaw.jp

このニュースレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したのではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニュースレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（「渥美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も渥美坂井もこのニュースレターの正確性を保証するものではありません。著者も渥美坂井も読者がこのニュースレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニュースレターに依拠せずに渥美坂井の弁護士にご相談ください。